

# 令和6(2024)年度

## 橿原市放課後児童クラブ運営協議会加盟児童クラブ利用のしおり

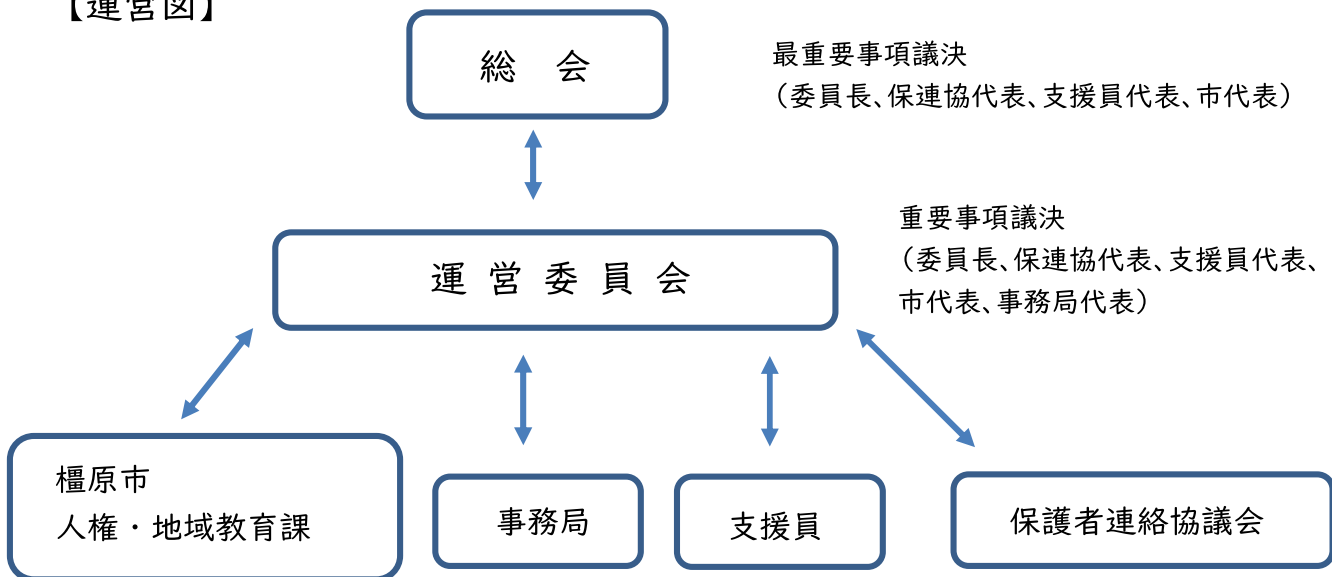
### 1 放課後児童クラブ運営協議会について

橿原市人権・地域教育課の指揮監督のもと、委員長、保連協代表、市の関係部局の代表、事務局代表、支援員代表から構成される運営委員会で重要事項を決定し、総会で最重要事項を決定する協議会方式の組織です。なお、公設民営のかたちで放課後児童クラブを運営しています。

### 2 運営目的

橿原市放課後児童クラブ運営協議会は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校就学児童に対し、放課後に適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全育成を図ることを目的としています。

### 【運営図】



※橿原市放課後児童クラブ運営協議会の加盟クラブは、協議会の利用規約、利用細則に基づいて運営されていますが、児童の育成支援は支援員と保護者会(保護者全員)が担っています。保護者会等の体制や規則は各クラブで異なります。

### 3 橿原市放課後児童クラブ運営協議会の成り立ち

学童保育は働く保護者が放課後の児童の生活や安全を心配し、近隣の方に保育を依頼したことにより始まりました。保育を希望する保護者が増え、橿原市では平成5年畝傍東小学校区で保護者による運営で学童保育が始まりました。これを機に橿原市学童保育連絡協議会の前身となる「学童の立ち上げをすすめる会」が発足しました。その後、それぞれの学童保育所がスタートしました。

核家族化の進行、共働き家庭の増加などで学童保育の需要が高まり、保護者への負担が大きくなったため、橿原市学童保育連絡協議会(現在の保護者連絡協議会)より橿原市へ「放課後児童クラブ運営協議会」の立ち上げを要望しました。

平成27年4月保護者の負担軽減と児童の育成支援向上を目的として、橿原市放課後児童クラブ運営協議会が発足し現在に至ります。発足当初は市内8小学校区の放課後児童クラブが加盟、令和5年4月現在は市内12小学校区の放課後児童クラブが加盟しています。

### 3 檀原市放課後児童クラブ運営協議会加盟 放課後児童クラブ一覧

(令和5年10月1日現在)

名称	所在地	電話番号
晩成放課後児童クラブ	小房町 1-23 (晩成小学校内)	25-3336
晩成第2放課後児童クラブ	縄手町 2 (晩成幼稚園内)	
畝傍東放課後児童クラブ	石川町 1520-305 (畝傍東小学校より徒歩 5 分)	28-5554
畝傍東第2放課後児童クラブ		
畝傍東第3放課後児童クラブ	石川町 513-1 (畝傍東小学校内)	28-0333
畝傍東第4放課後児童クラブ	大軽町 283 (畝傍東幼稚園内)	
真菅北放課後児童クラブ	大垣町 233 (真菅北小学校内)	25-1501
真菅北第2放課後児童クラブ	大垣町 227 (真菅北幼稚園内)	29-3413
真菅放課後児童クラブ	曾我町 719-2 (真菅小学校内)	23-5957
真菅第2放課後児童クラブ	曾我町 710 (真菅小学校内)	
新沢放課後児童クラブ	川西町 140-1 (旧川西保育所内)	28-4520
今井放課後児童クラブ	今井町 3-1-25 (今井小学校より徒歩 5 分)	24-8123
今井第2放課後児童クラブ	今井町 3-1-23 (今井小学校より徒歩 5 分)	
今井第3放課後児童クラブ	今井町 3-3-12 (今井保育所内)	
鴨公放課後児童クラブ	醍醐町 42-2 (鴨公地区公民館内)	29-9399
香久山放課後児童クラブ	膳夫町 51-1 (旧奈良県農協香久山支店)	22-3315
耳成南放課後児童クラブ	山之坊町 109-5 (耳成南小学校より徒歩 3 分)	29-3137
耳成南第2放課後児童クラブ	常盤町 3 (耳成南小学校内)	29-7172
耳成南第3放課後児童クラブ	山之坊町 109-5 (耳成南幼稚園内)	
金橋放課後児童クラブ	雲梯町 926-2 (金橋小学校より徒歩 15 分)	23-7103
金橋第2放課後児童クラブ	雲梯町 216-1 (金橋小学校内)	57-9406
畝傍南放課後児童クラブ	見瀬町 2295 (畝傍南幼稚園内)	27-1911
畝傍南第2放課後児童クラブ		
耳成西放課後児童クラブ	上品寺町 328-1 (耳成西小学校内)	25-7013
耳成西第2放課後児童クラブ		

### 4 定員および職員配置基準

檀原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年12月25日)による。

- 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね 1.65 m<sup>2</sup> (畳1畳分)で、1支援の単位はおおむね 40人以下です。(定員を超えるところは今後の利用状況の予想から分割を行うこともあります。)
- 各クラブで1~4支援単位のあるクラブがあり、施設の広さにより定員が決まっています。
- 支援員数は、児童数や各クラブの状況を勘案し、決定しています。

支援員配置の目安(1支援単位あたり)

- 1 支援単位(概ね40人以下)に支援員2名配置。
  - 1名は支援員。もう1名は支援員もしくは補助員の配置です。
- (支援員は支援員認定資格研修修了者、修了していないものは補助員)

## 5 ご利用にあたって

### 【対象児童】

○開設児童クラブの校区に居住する小学校 1 年生から 6 年生までの児童

### 【開所時間】

学校登校日	放 課 後 ～ 19:00
学校休校日	7:30～19:00

※日曜日、祝日、12月29日から翌年1月3日までの期間(年末年始)及び警報発令時は閉所

\*警報発令時の詳細については P.7 参照

(お迎えの完了やその日に利用児童がいない場合は開所時間内でも閉所になる場合があります。)

### 【利用料金等】

○年間利用(月額)

	利用時間	1・2・3 年生	4・5・6 年生	兄弟姉妹利用で 2 人目以降
利用時間別 料金	17 時まで	4,000 円	3,000 円	2,000 円
	17 時 30 分まで	4,500 円	3,500 円	2,500 円
	18 時まで	5,000 円	4,000 円	3,000 円
		この基本料金を基準とし、利用時間に応じて 30 分毎に 500 円減額または増額		
	18 時 30 分まで	5,500 円	4,500 円	3,500 円
	19 時まで	6,000 円	5,000 円	4,000 円
おやつ代		1,000 円		
土曜料金		1,000 円		
長期休暇追加料金(7 月)		1,000 円		
長期休暇追加料金(8 月)		2,000 円		

\*食物アレルギーがある場合は、症状によっておやつを持参していただくこととなりますので、必ず申し出て下さい。(アレルギーでおやつ持参の場合はおやつ代免除)

\*休止・退所・土曜日利用をしなくなった等、申請書・届出の書類提出がない場合、1 日も利用が無くても利用料金はかかります。年度ごとに、申請書、届出の書類提出が必要です。

\*兄弟姉妹利用による基本料金の軽減は、兄弟姉妹が休止され、利用児童が一人になる場合は適用されません。

○超過利用料

利用申請時間を超過してお迎えに来られた場合は、1 回 30 分以内毎に 500 円を徴収します。

超過利用料は翌月の引き落とし時に合わせて徴収します。

ただし、午後 7 時を超過してお迎えについては、時間外利用料が発生し、回数により入所承諾の取り消しとなりますので、ご注意ください。詳しくは、P. 8～P. 9を参照してください。

### 【利用料金の納入方法】

南都銀行より毎月 25 日に当月分の利用料金が自動引き落としされます。(25 日が休業日の場合は翌営業日になります。)

残高不足等で引き落とすことができなかった場合は、翌月 10 日までに指定口座への振り込み(手数料保護者負担)をお願いします。

現金納付はできません。また、南都銀行以外の金融機関での口座引落はできません。南都銀行の口座がない場合は新たに口座開設をお願いします。

【利用料金の滞納】

利用料金の引き落としができず、翌月10日までに振り込みがなかった場合は、退所になる場合があります。また、基本、次年度利用承諾時に滞納がある場合は、利用承諾はできませんのでご注意ください。なお、兄弟姉妹が申請された場合も同様の扱いとします。

檀原市放課後児童クラブ運営協議会加盟児童クラブの運営には、保護者の利用料金以外に、檀原市・県・国の補助金(税金)が使われていることを十分理解ください。

【保護者会】(参考)

- 保護者は各クラブの保護者会に入会いただくことになります。
- 保護者会は各クラブで体制や規則が異なります。

6 利用手続き

≪年間利用≫

年間利用を希望される場合は、次の書類を提出期日までに各児童クラブに提出してください。

- ①利用申請書
- ②保護者の就労等の状況を確認する書類

入所理由	添付書類
1. 就 労	入所児童保護者の就労証明書 *申請時に就労証明書が間に合わない場合のみ「放課後児童クラブ利用に伴う調査」
2. 自 営	【法人代表者の場合】1の就労になる(家族・親族が事業主の場合も同様) 【父・母が個人事業主の場合】 確定申告書(写) または市県民税申告書(写)のいずれか *税務署または市役所へ提出したことが分かるもの (税務署・市役所の受理印があるもの、電子申請の場合受信通知等添付) 注) ※ 開業したばかりで、まだ確定申告の時期が来ていない場合は、税務署に届け出た「個人事業の開業・廃業等届」(写)で可 ※ 令和5年中に開業した場合は、令和6年2月に申告済のため確定申告書(写)が必要 ※ 令和6年1月～開業した場合は、令和7年2月に申告のため、令和7年2月までの利用申請の場合は、開業届(写)で可
3. 病気等	疾病・障がい状況確認書
4. 産 休	母子手帳の表紙及び出産予定日のわかるページ(写) *利用可能期間は、産前6週(多胎の場合は14週)・産後8週
5. 看護等	介護・看護状況確認書
6. 就 学	ハローワークが発行する受講指示(推薦)書(写)または就職支援計画書(写) 学校が発行する在学証明書等
7. 就職活動	就職活動誓約書 *利用可能期間は3か月(年度内1回のみ)

③生活状況調査票A・B

※利用するにあたり特別な配慮が必要な疾病や障がいについては、必ず記入してください。支援員配置の際に考慮する必要がありますので、手帳または証書等をお持ちの方は写しを添付して提出してください。

④誓約書

⑤預金口座振替依頼書(前年度利用の場合は変更がなければ提出不要)



#### 《土曜利用》

土曜日に承諾要件と同様の理由で養育に欠ける場合のみ利用できます。

#### 《利用内容変更》

利用時間や土曜利用の変更については、「利用時間変更申請書」「土曜利用（新規・変更）申請書」を各児童クラブに提出してください。

#### 《休所》

長期欠席の場合も、当該月の利用料金は徴収しますが、全く利用しないことがわかっている月については前月末までに「休止届」を提出していただければ、利用料金がかかりません。ただし、利用休止期間は同一年度内で2か月までです。

#### 《退所》

退所が決まり次第「退所届」を退所日までに必ず提出してください。なお、提出が遅れますと利用料金の日割り計算等がないため、退所日の属する月まで利用料金がかかりますのでご注意ください。また、退所月の利用料金が引き落としされるまで振替口座を解約しないでください。

#### 《書類提出期日》

4月1日からの年間利用

月 日( )まで

新規年間利用（4月1日からの利用を除く）

利用開始日の属する、前月の1日から申請可能

（例：6月15日から利用の場合は5月1日から申請可能）

※ いずれの書類も提出先は各児童クラブです。利用の諾否の決定は事務局より「放課後児童クラブ利用承諾・不承諾通知書」等で通知します。

#### 7 入所にあたっての留意事項

クラブを円滑に運営するため、入所にあたって、次の約束を守ってください。

- (1) 月額利用料は協議会が定める期日までにお支払口座に入金をしてください。  
※滞納した場合は以降の利用が不可能となり、退所の手続きを取る場合がありますのでご注意ください。
- (2) 届出書類の内容（連絡先等）について変更が生じた場合は、速やかに申し出てください。
- (3) 利用時間中の怪我等が対象となるスポーツ安全保険に加入します。長期休暇中のみの利用の方も加入します。クラブ利用時の怪我等の補償については、加入するスポーツ安全保険の補償額を限度とします。なお、保険料は、利用料金や市からの補助金から支払います。
- (4) 児童または保護者がクラブの管理運営の障害や育成支援に支障をきたす行為（いじめ、暴力、危険行為など）を繰り返し、かつ注意に従わない場合は、退所を求める場合があります。
- (5) 児童の送迎
  - ①児童クラブの管理責任は登室から退室までです。児童の安全を守るという観点から保護者、保護者に代わる者（18歳以上の方）が必ず育成支援室まで送迎をしてください。いつもと違う方がお迎えの場合は事前に必ず連絡をしてください。
  - ②お迎えの時間が児童に知らせてある時間より遅れる場合や、利用申請時間を過ぎてのお迎えの場合は、児童が不安になりますので必ず連絡をしてください。
  - ③開所時間中にやむを得ない理由で外出する場合は、「一時外出届出書」を必ず提出してください。
  - ④送迎中や駐車場で事故、破損、トラブル等の対応については個人の責任において行ってください。
- (6) 安心・安全な育成支援を行うため、児童の出欠についてはクラブへの連絡を徹底してください。

また、学校課業日の欠席連絡は下校時刻までに、1日の育成支援日の欠席連絡や遅れる場合は9時までに必ず連絡してください。利用児童がいない場合、学校登校日は17時、1日の育成支援日は12時に閉室します。

- (7) 児童クラブでは、薬の投与は行っておりません。
- (8) 児童クラブでは、児童が宿題や学習をする時間を設けていますが、学習指導は行いません。
- (9) 食物アレルギーのある児童へのおやつ、給食のない日の昼食については、児童の食する事のできる物を保護者の方でご準備いただくようお願いいたします。
- (10) 運営協議会の利用規約、利用細則、利用のしおり記載事項等以外は各利用児童クラブの決まりに従ってください。
- (11) 本事業は、保護者が就労等で昼間家庭にいない世帯の児童が対象です。保護者が家庭におられる時は、家庭での養育をお願いいたします。



檀原市放課後児童クラブ運営協議会 事務局  
檀原市川西町140-1  
☎0744-28-8001  
業務時間 月曜日から金曜日  
8時30分～17時15分  
HPアドレス <https://kashihara-jidouclub.jp>



## 警報発令・地震発生時の児童クラブの閉所等について

### 警報発令時の対応

平日 学校登校日

- ★学校が警報発令により休校 → 児童クラブ閉所
- ★学校登校中に警報発令 → 児童クラブ閉所
- ★警報解除され登校し、下校まで警報発令なし → 児童クラブ開所
- ★児童クラブ在室中に警報発令 → 閉所になりますので、速やかに迎えに来てください  
(災害等の危険があり、警報が発令される前に学校が休校、下校になった場合も閉所になります。)

土曜日・平日振替休校日・創立記念日・長期休暇中

- ★午前9時まで警報発令中 → 自宅待機
- ★午前9時までに警報解除 → 警報解除時刻後、準備ができ次第、児童クラブ開所
- ★午前9時現在警報発令中 → 終日児童クラブ閉所
- ★児童クラブ在室中に警報発令 → 閉所になりますので、速やかに迎えに来てください



クラブの開所中に警報発令や震度5弱以上の地震の場合は、  
**すみやかに迎えをお願いします。**  
(お迎えのない場合は携帯や職場に連絡させていただきます。)

小学校より、警報時の対応に関する確認用紙が配布され、仮に「児童クラブ(学童)へ行く」との選択肢があっても、児童クラブは開所とはなりませんので、お間違えのないようお願いいたします。

### 地震発生時の対応

檀原市において 震度5弱以上の地震が発生した場合 児童クラブは閉所です。

安全が確認されるまで閉所します。再開日時はメール等で連絡いたします。

**学校登校中** 児童は「学校での保護者等による引き渡し」となりますので、クラブは閉所します。

**クラブ在室中** 直ちに、児童を安全な場所に避難させます。速やかなお迎えをお願いします。

- クラブ近くの学校や檀原市の指定避難場所、広場等安全な場所に避難することがあります。安全確認ができない場合はクラブには戻れませんので、メールや掲示等で避難場所を確認の上、その場所にお迎えをお願いします。保護者以外の方がお迎えの場合は、ご連絡をお願いします。
- メール配信ができない状況も考えられますので、檀原市で 震度5弱以上の地震の発生が確認されましたら、保護者の判断でお迎えに来てください。非常時で道路事情も危険が伴うことが予想されます。保護者の方も安全には十分ご注意ください。
- 被害状況により、震度5弱以下の場合でも安全確認ができるまで、閉所になることがあります。

## 閉所後のお迎えの対応について

「閉所後のお迎え」への対応は、運営協議会発足前から各児童クラブで懸案事項の一つとなっていました。また、超過する保護者の方が特定化する、常態化する等の傾向が見られました。

本来の児童クラブの育成支援業務終了時刻は午後7時であってそれ以降は本来の業務時間外であり、午後7時を過ぎてのお迎え遅れは、人的ロス、事務的ロス、経済的ロス等々、正常な運営に支障をきたすものです。

しかしそれ以上に、お子さんが長時間保護者の元を離れて児童クラブで過ごすのは、「児童の健全な育成を図る」という当該事業の本来の目的に反するものです。

上記のような理由から、「閉所後のお迎え」についての制度が必要であるとの考えに至り、令和元年度より実施しています。

### 1 基本的考え方

- ① 午後7時以降の「遅れ」は「お迎え遅れ」ではなく業務外の「閉所後のお迎え」です。  
本来の「お迎え遅れ」は利用申請時間を超えて午後7時までのお迎えをいいます。  
「超過利用料」は30分の遅れを1回とし、1回500円とします。  
<例>午後5時の利用申請→午後6時30分のお迎えを超えてのお迎え(1時間30分の遅れ)  
500円×3単位時間
- ② 「閉所後のお迎え」の「時間外料金」  
午後7時～午後7時30分までの「時間外料金」 750円…(イ)
- ③ 午後7時30分以降の分の料金は設定していません。 …(ロ)  
※午後7時30分までの料金は発生します。

<例示>

午後6時までの利用申請保護者の方が、午後7時15分の「お迎え」となった場合の料金額  
500円×2+750円=1,750円

### 2 閉所後(午後7時以降)のお迎えの対応

- ① 1年度内に午後7時を超えて午後7時30分までのお迎え(イ)が  
1回目、2回目、3回目 → 嚴重注意(口頭)  
4回目 → 保護者の方に是正を求める。(是正依頼文書を発付)  
5回目 → 保護者の方に「入所承諾取り消し」に対する注意喚起(注意喚起文書を発付)  
6回目 → 「入所承諾取り消し」(退所)
- ② 1年度内に午後7時30分を超えてのお迎え(ロ)が  
1回目 → 保護者の方に「入所承諾取り消し」に対する注意喚起(注意喚起文書の発付)  
2回目 → 「入所承諾取り消し」(退所)

<例示>

Aのケース 1回目(午後7時15分) → 嚴重注意  
2回目(午後7時35分) → 「入所承諾取り消し」に対する注意喚起  
3回目(午後7時10分) → 「入所承諾取り消し」(退所)

Bのケース 1回目(午後7時35分) → 「入所承諾取り消し」に対する注意喚起  
2回目(午後7時10分) → 「入所承諾取り消し」(退所)

- Cのケース
- 1回目(午後7時15分)→ 嚴重注意
  - 2回目(午後7時10分)→ 嚴重注意
  - 3回目(午後7時20分)→ 嚴重注意
  - 4回目(午後7時35分)→ 「入所承諾取り消し」に対する注意喚起
  - 5回目(午後7時10分)→ 「入所承諾取り消し」(退所)

※ 基本基準

- ① (イ)の場合であっても(ロ)の場合であっても「入所承諾取り消し」に対する注意喚起の次は、「入所承諾取り消し」(退所)になります。
- ② 「入所承諾取り消し」に対する注意喚起を経ずして「入所承諾取り消し」はしません。

※下記のⅠ～Ⅲに該当する場合は回数カウントの対象外としますが、「超過利用料」、「時間外利用料」は発生します。

- Ⅰ 自然災害等による公共交通機関の遅れ、不通を原因とする遅れの場合
- Ⅱ 交通事故や自然災害等による突発的な通行止め、渋滞等を原因とする遅れの場合
- Ⅲ 児童から見ての直系血族及び兄弟姉妹の突発的な傷病を原因とする遅れの場合  
(児童から見ての直系血族及び兄弟姉妹 … 父、母、祖父母、曾祖父母、兄弟姉妹)

※ 保護者の方がカウント除外を申し出る場合は「除外申出書」を提出していただきます。

※ 原則「真正」な申出内容との前提に立って、「除外する(カウントしない)、しない(カウントする)」の判定をしますが、申出内容に疑義が生じ、虚偽の内容であることが分かった場合、回数に関わらず「入所承諾取り消し」(退所)とさせていただきます。

#### 4 その他

当該「入所承諾取り消し」を受けた方の再度の利用申し込みに対しては、「お迎え遅れ」是正の条件が整っているか充分検討して、「入所承諾」の決定をします。検討の結果、是正の条件が整っていないと判断した場合には、「入所承諾」はできません。

◎上記、「閉所後のお迎え」に係る利用規約等の改正につきましては令和元年7月6日の運営協議会臨時総会において可決され、令和2年4月1日から実施しています。

## 檀原市放課後児童クラブ長期休暇のみの利用について

檀原市放課後児童クラブ運営協議会

長期休暇のみ放課後児童クラブの利用を希望する場合は、下記により取扱いしておりますので、各放課後児童クラブへお問い合わせください。

なお、長期休暇の受け入れは、体制に余裕がある場合に限り、原則3年生以上で過去に通算24か月（待機の場合20か月）以上当該放課後児童クラブの利用経験のある児童を優先します。当該児童を受け入れても受け入れ体制に余裕がある場合には、低学年を優先して受け入れをします。

※ただし、その日がクラブの閉所日の場合はその翌日以降最も早い開所日

### 【申し込み受付から決定まで】

	受付期間	書類提出期限	諾否決定
夏休み	5月21日～5月31日	6月20日	7月1日
冬休み	10月21日～10月31日	11月20日	12月1日
春休み	1月21日～1月31日	2月20日	3月1日

1. 上記申し込み受付期間に、利用希望クラブにて利用希望の申し出を行い、利用申請に係る書類一式を受け取ってください。

2. 上記書類提出期限までに下記提出書類をそろえて利用希望クラブに提出してください。

**\*書類がそろっていない場合は受付できません。書類がそろってからの受付になりますので、期日を過ぎて提出されると優先順位が低くなる場合があります。**

### 提出書類

①利用申請書

②保護者の就労等の状況を確認する書類

入所理由	添付書類
1. 就 労	入所児童保護者の就労証明書
2. 自 営	<p>【法人代表者の場合】1の就労になる（家族・親族が事業主の場合も同様）</p> <p>【父・母が個人事業主の場合】</p> <p>確定申告書（写）または市県民税申告書（写）のいずれか</p> <p>*税務署または市役所へ提出したことが分かるもの</p> <p>（税務署・市役所の受理印があるもの、電子申請の場合受信通知等添付）</p> <p>注）</p> <p>※ 開業したばかりで、まだ確定申告の時期が来ていない場合は、税務署に届け出た「個人事業の開業・廃業等届」（写）で可</p> <p>※ 令和5年中に開業した場合は、令和6年2月に申告済のため確定申告書（写）が必要</p> <p>※ 令和6年1月～開業した場合は、令和7年2月に申告のため、令和7年2月までの利用申請の場合は、開業届（写）で可</p>
3. 病気等	疾病・障がい状況確認書
4. 産 休	母子手帳の表紙及び出産予定日のわかるページ（写）
	*利用可能期間は、産前6週（多胎の場合は14週）・産後8週
5. 看護等	介護・看護状況確認書
6. 就 学	ハローワークが発行する受講指示（推薦）書（写）または就職支援計画書（写）
	学校が発行する在学証明書等

③生活状況調査票A・B

※利用するにあたり特別な配慮が必要な疾病や障がいについては、必ず記入してください。支援員配置に考慮する必要がありますので、手帳または証書等をお持ちの方は写しを添付して提出してください。

④誓約書

⑤預金口座振替依頼書（前年度利用の場合は変更がなければ提出不要）

3. 利用の諾否を決定し、郵送で通知します。

【利用承諾】

申込み受付期間の翌月末までに利用の諾否を決定し、翌々月の1日に利用承諾・不承諾通知書を郵送します。お手元に通知が届くまでには数日要しますが、書類を提出しているにも関わらず通知が届かない場合は、事務局（☎0744-28-8001）までお問い合わせください。

**\*利用承諾通知書がない場合は利用できません。**

【利用料について】

利用料金は下記の表のとおりです。

春休み利用（4月）は4月25日、夏休み利用は7月25日、冬休み利用は12月25日、春休み利用（3月）は3月25日に自動引き落としされます。（25日が休業日の場合は翌営業日になります。）  
残高不足等で引き落とすことができなかった場合は、翌月10日までに指定口座への振り込み（手数料保護者負担）をお願いします。

	利用時間	春休み (4月)	夏休み	冬休み	春休み (3月)
長期休暇中の 基本料金 (おやつ代込)	18時まで	5,000円	30,000円	10,000円	5,000円
	過去に通算24ヶ月以上 (待機の場合は20か月以上)当該児童クラブに入所経験がある児童	2,000円	10,000円	4,000円	2,000円
	18時30分まで	5,250円	30,500円	10,500円	5,250円
	過去に通算24ヶ月以上 (待機の場合は20か月以上)当該児童クラブに入所経験がある児童	2,250円	10,500円	4,500円	2,250円
	19時まで	5,500円	31,000円	11,000円	5,500円
	過去に通算24ヶ月以上 (待機の場合は20か月以上)当該児童クラブに入所経験がある児童	2,500円	11,000円	5,000円	2,500円
	土曜料金	500円	1,000円		500円

※兄弟姉妹利用による基本料金の軽減は、長期休暇のみの利用の場合は適用になりません。

※短時間利用による利用料の減額は適用されません。

【超過利用料】

利用申込時間を超過してお迎えに来られた場合は、1回30分以内毎に500円を徴収します。超過利用料は超過利用の翌月25日（25日が休業日の場合は翌営業日になります。）に銀行口座より引き落とします。

\*ただし、午後7時を超過してお迎えについては、時間外利用料が発生し、1回750円徴収します。